

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業  
資格審査申請書等に関する意見・質問への回答

No.	資料	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答	
1	公募説明書	13	2	(8)	2)	長期包括運営委託事業を行う企業の要件	1)の施設での運転管理実績を有する技術者または貴町の認めるそれに該当する技能を有した専門の技術者を運営開始から1年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること、とありますが、当該技術員は1名配置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	公募説明書	18	2	(4)	1)-イ	資格審査申請書等の提出方法	資格審査申請書等は、正本1部、副本9部を提出すること、とありますが、副本は正本の写しとすることよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	様式第3号-1、-2 様式第4号	3	I-1	(5)	5)-イ	構成員協力企業	構成員と協力企業の用語の定義について、公募説明書では、以下のとおり用語が定義されています。 構成員：「特別目的会社に出資する民間事業者」 協力企業：「特別目的会社に出資しない民間事業者」 この表記を見る限りにおいて、両者とも特別目的会社が設立されることを前提とした用語の定義となっていると思慮します。今回の募集で特別目的会社は設立せず、共同企業体を結成して長期包括運営委託事業を受託しようとする場合、「構成員」は共同企業体の構成員、「協力企業」は下請企業と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	様式第6号 添付する書類					本施設の運営業務を行う企業の包括委託実績	1年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させる者の技能・経験を証明する書類(写)について、様式が提示されておりませんが、当グループ独自の様式としてよろしいでしょうか。	可とします。
5	公募説明書	10	2			企業の要件	「(6)設計・建設工事(中継施設転用工事)を行う企業の要件」1)~5)全てを満足し、箱根町競争入札参加資格者名簿に清掃施設工事で登録されている代表企業は「(7)解体土木工事を行う企業の要件」1)~4)全ての項目を満足していれば、解体土木工事を行うことができると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。